

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護関係事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県知事

公表日

令和2年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答、要保護者及び被保護者であった者の資産、収入に関する調査等を行う事務である。 福祉事務所等で受け付けた申請に対して、所得や資産の状況、他の制度からの給付の状況について照会した上で保護の範囲を決定している。
③システムの名称	総合福祉 生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護等受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号, 第9条第1号, 第3号から第5号, 第11条, 第12条第1号から第6号, 第8号, 第13条第2号, 第14条第3号, 第17条第1号, 第19条, 第20条第4号, 第5号, 第7号, 第8号, 第10号, 第11号, 第21条第1号, 第5号, 第6号, 第8号から第10号, 第22条第2号から第6号, 第8号, 第10号, 第11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第25条第8号, 第26条の4第1号, 第27条第3号, 第28条第1号から第5号, 第7号から第9号, 第32条第1号及び第2号, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条, 第47条第1項第2号から第23号, 同条第2項, 第52条, 第53条第1号から第3号, 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号から第11号, 第59条の2, 第59条の3第1号, 第2号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮城県 保健福祉部 社会福祉課 生活自立・支援班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月3日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号、第9条、第11条第1号、第12条第1号から第4号、第17条第1号、第19条、第20条第4号から第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号、第7号から第9号、第22条第2号から第5号、第7号、第9号、第10号、第28条第1号から第5号、第7号から第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号から第11号、同条第2項、第52条、第53条第1号から第3号、第55条	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号、第9条、第11条第1号、第12条第1号から第4号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号から第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号、第7号から第9号、第22条第2号から第6号、第8号から第11号、第24条、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号、第7号から第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号から第11号、同条第2項、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第8号、第59条の2第1号から第4号	事後	
平成29年8月3日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	宮城県 保健福祉部 社会福祉課 生活支援班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	宮城県 保健福祉部 社会福祉課 生活自立・支援班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	事後	
平成29年8月3日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	平成29年2月28日 時点	事後	
平成29年8月3日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日 時点	平成29年2月28日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号、第9条、第11条第1号、第12条第1号から第4号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号から第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号、第7号から第9号、第22条第2号から第6号、第8号から第11号、第24条、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号、第7号から第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号から第11号、同条第2項、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号、第5号、第6号、第8号、第59条の2第1号から第4号	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号、第9条第1号、第3号から第5号、第11条、第12条第1号から第6号、第8号、第14条第3号、第17条第1号、第19条、第20条第4号から第7号、第9号、第10号、第21条第1号、第4号、第5号、第7号から第9号、第22条第2号から第6号、第8号、第10号、第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号、第7号から第9号、第32条第1号及び第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条、第47条第1項第2号から第23号、同条第2項、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号、第59条の2、第59条の3第1号、第2号	事後	
平成30年11月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 橋浦 高	社会福祉課長	事後	
平成30年11月14日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	宮城県 総務部 県政情報公開室 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	事後	
平成30年11月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年11月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月20日	1 I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	宮城県生活保護システム	総合福祉 生活保護システム	事前	
令和1年6月24日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号, 第9条第1号, 第3号から第5号, 第11条, 第12条第1号から第6号, 第8号, 第14条第3号, 第17条第1号, 第19条, 第20条第4号から第7号, 第9号, 第10号, 第21条第1号, 第4号, 第5号, 第7号から第9号, 第22条第2号から第6号, 第8号, 第10号, 第11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第26条の4第1号, 第27条第3号, 第28条第1号から第5号, 第7号から第9号, 第32条第1号及び第2号, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条, 第47条第1項第2号から第23号, 同条第2項, 第52条, 第53条第1号から第3号, 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号, 第10号, 第59条の2, 第59条の3第1号, 第2号	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号, 第9条第1号, 第3号から第5号, 第11条, 第12条第1号から第6号, 第8号, 第14条第3号, 第17条第1号, 第19条, 第20条第4号から第7号, 第9号, 第10号, 第21条第1号, 第4号, 第5号, 第7号から第9号, 第22条第2号から第6号, 第8号, 第10号, 第11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第26条の4第1号, 第27条第3号, 第28条第1号から第5号, 第7号から第9号, 第32条第1号及び第2号, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条, 第47条第1項第2号から第23号, 同条第2項, 第52条, 第53条第1号から第3号, 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号から第11号, 第59条の2, 第59条の3第1号, 第2号	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号, 第9条第1号, 第3号から第5号, 第11条, 第12条第1号から第6号, 第8号, 第14条第3号, 第17条第1号, 第19条, 第20条第4号から第7号, 第9号, 第10号, 第21条第1号, 第4号, 第5号, 第7号から第9号, 第22条第2号から第6号, 第8号, 第10号, 第11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第26条の4第1号, 第27条第3号, 第28条第1号から第5号, 第7号から第9号, 第32条第1号及び第2号, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条, 第47条第1項第2号から第23号, 同条第2項, 第52条, 第53条第1号から第3号, 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号から第11号, 第59条の2, 第59条の3第1号, 第2号	(別表第二における情報照会の根拠) 項番26 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第19条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第8条第1号及び第2号, 第9条第1号, 第3号から第5号, 第11条, 第12条第1号から第6号, 第8号, 第13条第2号, 第14条第3号, 第17条第1号, 第19条, 第20条第4号, 第5号, 第7号, 第8号, 第10号, 第11号, 第21条第1号, 第5号, 第6号, 第8号から第10号, 第22条第2号から第6号, 第8号, 第10号, 第11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第25条第8号, 第26条の4第1号, 第27条第3号, 第28条第1号から第5号, 第7号から第9号, 第32条第1号及び第2号, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条, 第47条第1項第2号から第23号, 同条第2項, 第52条, 第53条第1号から第3号, 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号から第11号, 第59条の2, 第59条の3第1号, 第2号	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	